

# 自主防災組織先進事例集





# 自主防災組織とは

## 自主防災組織の必要性

防災対策の基本は、

- ①自助…住民一人ひとりが自分の命は自分で守る
  - ②共助…地域住民が連携し町の安全はみんなで守る
  - ③公助…行政が災害に強い地域の基盤整備を進める
- の3つであるといわれています。これらが上手く連携を保つことで、防災対策は効果を発揮することができます。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災以前は、「防災は行政の仕事」「官と民の間には一線がある」といわれていました。

しかし、阪神・淡路大震災クラスの大規模な災害が発生すると、交通の阻害や同時多発する災害火災への対応から、公的な防災関係機関の活動能力は著しく低下します。

事実、阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊による生き埋めや建物などに閉じ込められた人のうち、約95%は自力または家族や隣人に救助され、消防などの公的機関に助けられたのはわずか1.7%だったというデータがあります。

災害が大規模になるほど、被災者は膨大になり、情報は混乱し、道路や橋梁等の公共施設が被害を受けるため、防災機関などの適切で迅速な対応は困難となります。

このため、発災直後の人命救助や初期の消火活動は近隣住民の協力が大きな役割を果たすことになります。

## 組織づくりと活動内容

自主防災組織とは、防災に関する住民の責務を果たすため、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する組織です。自主防災組織は、災害発生時に災害による被害を防止し軽減するため、実際に防災活動にあたる「実働部隊」として結成されます。

地域によって、想定される災害の種類や自然条件、都市化の程度、住民の意識等はさまざまですので、それぞれの地域の実情に即した、自主防災組織のシステムを整備しなくてはなりません。

### ○自主防災組織の編成

自主防災組織の編成は、基本的に取りまとめの会長、副会長、役割別の活動班の構成となります。活動班ごとに班長を決めておき、活動班員は特定の地域に偏らないように気をつけます。

また、水害やがけ崩れなどの地域の実情を考慮したり、在宅者が異なる昼夜で組織編成を考えることも必要です。

災害時に起こる想定外の事態に対しても、臨機応変に弾力的な運用や指揮命令ができる対策を、きちんと考えておきましょう。

### ○自主防災組織の役割

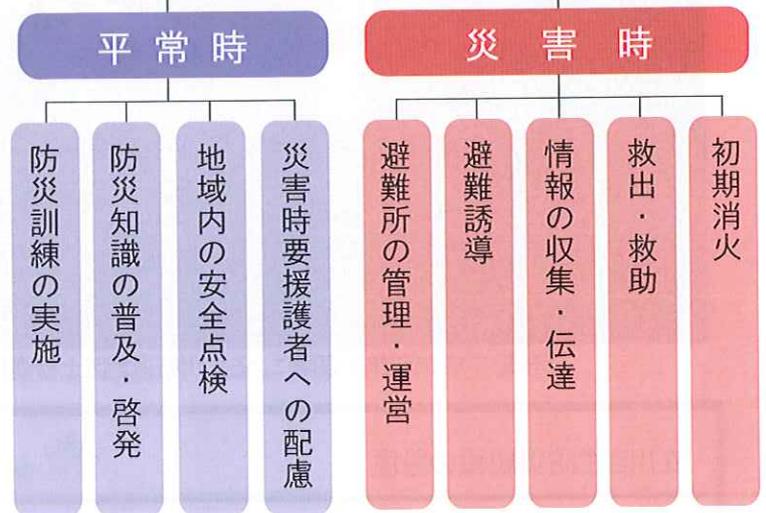
自主防災組織は、平常時には防災組織の普及や啓発、地区内の安全や設備の点検、防災訓練などを行います。

災害が発生した場合には、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出や避難誘導、避難所の運営等の役割を担います。

自主防災組織として、日頃から大きな災害に備えて活動を行うことが大切です。

先進的な取り組みをされている事例を参考に、組織の活性化、機能の充実に取り組んでみましょう。

## 自主防災組織の活動



### ○自主防災組織の防災計画

災害発生時、自主防災組織があわてず効果的な防災活動を行うためには、あらかじめ防災計画を立てておくことが必要です。策定にあたっては、日頃どのような対策を進め、災害時にはどう活動するかを、具体的な内容で計画しましょう。



## 防災計画に盛り込む内容例

- 自主防災組織の編成と任務分担
- 防災知識の普及・啓発事項、方法、実施時期
- 防災訓練の種別、実施計画と時期、回数
- 防災資機材の調達計画、保管場所、管理方法
- 情報の収集・伝達方法
- 出火防止対策、初期消火対策
- 救出・救護活動、医療機関への連絡
- 避難誘導の指示と方法、避難経路、避難場所
- 災害時要援護者への対応
- 食料・飲料水の確保、配給、炊き出し
- 他組織との連携

# 組織作り先進事例

～自主防災計画・会則・組織図・避難者チェック表・搬送必要者名簿・避難方法と避難経路・放送文・避難対策～



(写真:平成16年集中豪雨による立川新道地区土砂崩れ現場 2004.10.19撮影)

## 自主防災組織プロフィール

組織名
立川自治会防災会
世帯数
約 130 世帯
特徴
人口は230名余りで、70歳以上の高齢者が多い地区。 生活道は山あいの石段や急な坂道が多く、車の侵入が容易でない場所が多い。平成16年の災害時には5軒の民家が押し流され、県道・市道の寸断により地域が孤立し14世帯32名が1年半仮設住宅での集団避難生活を余儀なくされるという大災害に見舞われた。 以前より土砂災害の危険性が高い地域であることから防災に対する住民の意識が非常に高く、小集落であることから組織のまとまりがあることも特徴。

## 立川自主防災組織の設置

昭和51年9月台風17号による土砂崩れや地すべりにより、立川地区の31世帯71人が1年間、鉱山社宅での生活を余儀なくされた。この災害をきっかけに、立川自治会では昭和53年に立川避難対策を策定、平成9年に自主防災組織を設置し、防災力を高めてきた。

## 自主防災組織の具体的活動

会則、組織図を基に役割分担に従って活動を行う。自主避難については、自主防災組織の会長、副会長（うち1名は消防部長）で協議し、市水防本部（消防本部）と連携をとりつつ、県、ダム、テレビ等の情報も参考にし、決定している。

また、住民への伝達は第1～第3段階（避難準備→自主避難→避難勧告）まで、自治会広報塔を通じ、決められた放送文の通り行う。加えて広報塔からの放送が風雨の状況によっては聞き取れないという反省から消防と協議し、平成18年度より避難勧告発令時に消防サイレンを吹鳴することとしている。

避難方法としては、近所で声を掛け合い車（小型車）に乗り合わせることで、県道を主、市道を迂回として状況に応じて誘導し避難することとしており、避難勧告の決定から周知、避難誘導までおおむね2時間程度で行い、完了させるようにしている。

その他、自主防災計画上の主な作業として、

- ①避難場所及び避難ルートの周知徹底。
- ②放送内容の周知徹底
- ③小谷水路、水抜き水路、道路側溝及び道路の点検及び清掃、軽整備

- ④地区住民名簿（調査表）
- ⑤搬送を必要とする搬送者名簿の見直し作業（要援護者を含む）
- ⑥台風シーズン終了後の危険箇所点検
- ⑦避難訓練を実施している。  
（※家庭調査では全自治会員の了解を得て行っている。）

## POINT

1. 従来は自治会地区委員が防災委員を兼ねる仕組みとしていたが、高齢化や人口減少、また仕事勤めなどで現実的に防災活動に携わることが困難な委員もあり、実態に合わない状態となっていた。

実際に活動可能な人を防災委員に選び、毎月の自治会委員会で防災関係の議題を取り上げ、さらに年4回防災専門の委員会を開くことで、勉強も含めた防災計画に沿った会議を行っている。

2. 地域に高齢者が多く、避難の際に援助を必要とする人が居る。

自治会内で了解を得て、搬送が必要な人のリストを作成している。

### 会 則

立川自治会自主防災組織設置会則

立川自治会防災会

(設置目的)

第1条 立川自治会は 地域の連帯と相互扶助の精神に基づいて日頃から防災意識の高揚を図ると共に地震 風水害 火災等の災害が発生した場合 災害応急対策の万全を期し 地域住民の安全を確保するため自主防災組織を設置する

(名称)

第2条 この会は 立川自治会防災会(以下[本会]という)という(会員)

第3条 本会は 立川町内に住居する世帯をもって構成する(事業)

第4条 本会は 第1条の目的を達成する為に 次の事業を行う

- 1 防災に関する知識の普及活動
- 2 地震等に対する予防知識の習得及び処置
- 3 地震等の発生時における情報収集 伝達 避難 初期消火などの応急処置
- 4 前号に関する訓練の実施
- 5 緊急時に必要な資材 機材の整備と確認
- 6 そのほか 本会の目的達成に必要な事項

(組織)

第5条 本会に 防災委員を置き 防災委員から次の役員を置く

- 1 会長 1 名 (自治会長)
- 2 副会長 4 名 (自治会副会長及び消防分団部長)
- 3 地区責任者 3 名
- 4 地区班長 若干名

役員の内 地区責任者及び地区班長は自治会長が選任する  
 役員の任期は 1年とする 但し再任する事が出来る

(役員の仕事)

第6条 役員は 別に定める防災計画に基づき職務を行う

(総会及び役員会)

第7条 総会は 自治会総会と同時に開催する  
 役員会は 会長が召集する  
 防災委員は自治会役員会で選任する

(防災計画)

第8条 本会は 第4条に定める事業を行うため1年に1回 防災計画を作成する(経費)

第9条 本会の運営に必要な経費は 自治会費 その他の収入をあてる(その他)

第10条 この会則に定めない事項については 役員会で協議して定める付 則

この会則は 平成9年10月10日から実施する  
 この会則は 平成17年3月27日一部改定

自主防災組織の活動を円滑に行うためには、組織の位置付けや体系、役割分担などを明確にした運営ルールを策定しておくことが重要です。

具体的には下記の点に注意して規約を作成しておきましょう。

自主防災組織を設置する根拠は、組織に参加する住民相互の合意にあり、相互の合意を明確化した規約を定めておく必要がある。

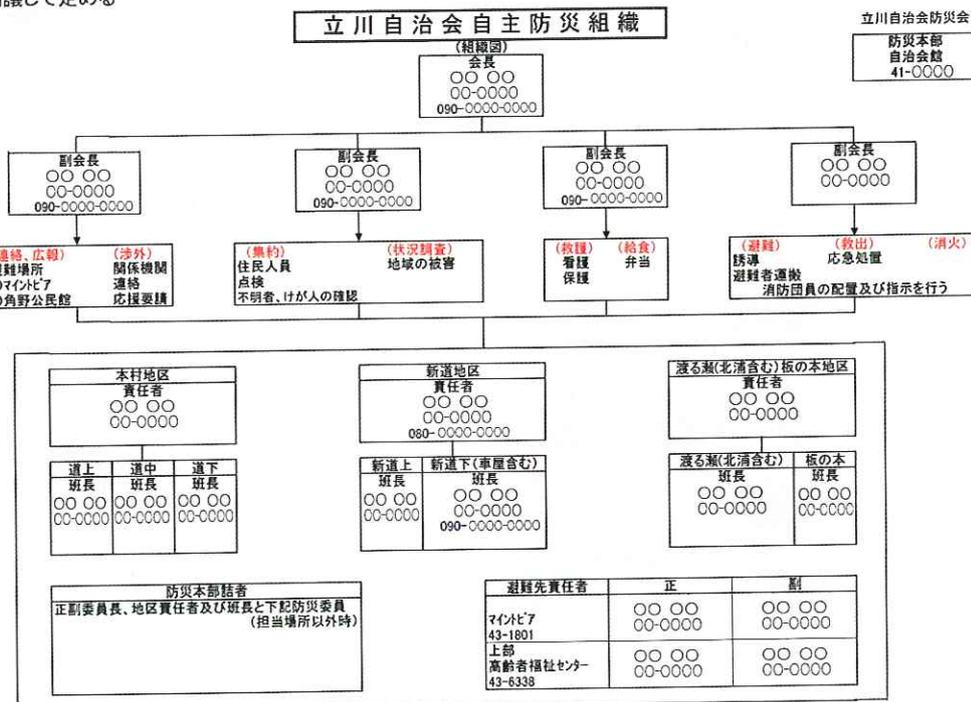
自主防災組織を設けるにあたり、町内会の一つの組織として防災部を設ける場合には、町内会の規約を改正すれば足りるが、新たに自主防災組織を設ける場合は、規約により必要事項を明確にする必要がある。

規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員を選任および任務、会議の開催、防災計画の策定等について定めるものである。

### 組織図・連絡網

### POINT

- ①実際に活動可能な人を防災委員にしている。
- ②副会長を複数名置き、そのうち1名は消防分団部長をあてている。
- ③災害時及び平常時における役員の明確な役割分担がなされている。
- ④避難先での責任者も事前に決めている。



# 組織作り先進事例

役割・準備・避難場所

立川自治会自主防災組織  
(役割、準備、避難場所)

作成:平成20年4月19日

立川自治会防災会

## 役割1

### 防災委員地区責任者の役割

- 主な実施項目
- 1. 地区班長の報告をまとめ副会長へ報告。
- 2. 地区内状況は随時副会長へ報告。
- 3. 正副会長の相談者及び班長とのパイプ役を行う。

## 役割2

### 防災委員地区班長の役割

- 主な実施項目
- 1. 避難の伝達及び説得。
- 2. 避難者の誘導。
- 3. 避難場所までの輸送手配。
- 4. 避難者の確認と報告。
- 5. 避難者の受入先との連絡、調整。(弁当、部屋割など)
- 6. 避難先での避難者のまとめと支援。
- 7. 地区内待機中は状況を随時責任者へ報告。

## 準備

- 主な準備事項
- 1. 地区住民の居住者名簿の見直し。
- 2. 民生委員と協力して搬送を必要とする人の確認をしておく。
- 3. 避難場所の周知徹底をしておく。  
(準備避難場所、自主避難場所、勧告避難場所)
- 4. 避難方法と避難経路の確認をしておく。
- 5. 放送文(避難準備、自主避難、避難勧告)の準備をしておく。
- 6. 防災用具の設置場所と使用法の確認。(地図等準備)
- 7. 危険箇所の点検と谷水路、道路側溝の整備。



## 避難場所

### ○ 準備情報時の避難場所

立川自治会館  
上部高齢者福祉センター

### ○ 自主及び勧告時避難場所

マイントピア別子  
上部高齢者福祉センター  
(角野公民館)

- 避難後、病院及び施設へ移動の可能性がある方は  
自主避難、勧告避難とも上部高齢者福祉センターまたは(角野公民館)。

- 避難勧告時立川自治会の避難場所は原則としてマイントピア別子と上部高齢者福祉センターの2箇所とする。



### 活動計画

平成20年4月19日

#### 平成20年度自主防災計画

立川自治会防災会

月	日	曜日	行事	主な内容
4	19	土	防災委員会	①. 自主防災組織の確認 ・会則、組織、地区責任者の役割、地区班長の役割 ②. 20年度自主防災計画の作成 ③. 20年度の防災活動について ④. 活動推進委員の確認 ⑤. 防災研修
5	14	水	推進部会	①. 鹿森ダム管理事務所、消防本部、消防南署訪問実施
	24	土	〃	②. 防災用具、工具の選定確認
	24	土	〃	③. 用具、工具の保管庫の整備
6	14	土	防災委員会	①. 避難場所及び避難ルートの確認と周知徹底 ②. 放送内容の確認と周知徹底 ③. 災害時要援護者支援リストの見直し確認
	17	火	新居浜工業高校生	・牛車道清掃整備作業(約200名)
	22	日	小谷、水路調査	・小谷水路、道路側溝、道路、の調査及び清掃作業
7	月内		水利・備品点検	①. 調査地区：立川大師堂～マインピア別子 ②. 調査対象：防火水槽4箇所、消火栓8箇所、消火箱5箇所
8	16	土	防災委員会	①. 報告事項 ②. 地区住民の居住状況及び避難先の見直し ③. 搬送を必要とする搬送者名簿の見直し
	24	日	危険箇所の点検整備、解体	①. 山肌、小谷、谷溝、道路側溝などの点検、整備実施 ②. 青年団跡地集会所解体
9	日未定		予備月	
10	12	日	道路清掃	・地区内一斉清掃(美化推進)
11	日未定		水利調査	・調査地区：北浦地区 ○ 実施確認作業 □ 自然水利の利用は可能か？ □ プールからのホース延長はどうか？
12	13	土	防災委員会	・防災反省会(平成20年のまとめ)
1	11	日	消火訓練	・放水訓練実施
2	7	土	自治会定例委員会	・20年度防災活動について意見交換
3	22	日	委員会総会	・自治会総会に含む

### POINT

①年4回の防災委員会開催のほかにも、水路調査や危険箇所点検など毎月1回は防災活動を実施。

②毎年防災計画の見直しを実施。



③逃げ遅れ等を出さないよう、避難者チェックリストを整備し、毎年更新している。

④避難者チェックリストだけでなく、避難に援助を要する人のリストを作成し、漏れないよう取組みがなされている。

### 避難者チェック表

### 搬送必要者名簿

#### 避難者チェック表

平成 年 月 日

立川自治会防災会

NO. 1

イ. 避難者は避難先へ〇印、ロ. 未確認者は未確認△印、ハ. 未避難者は未避難×印

NO	地区	氏名	TEL	車	避難先			未確認	要配慮者	備考
					マイバツ	公民館	親戚宅			
1	本村蓮上	〇〇〇〇	43-〇〇〇〇	〇						
2		〇〇〇								
3		〇〇〇								
4		〇〇〇〇	43-〇〇〇〇							
5										
6										
7										
8			41-〇〇〇〇							
9			41-〇〇〇〇							
10			41-〇〇〇〇	〇						独居高齢者
11			43-〇〇〇〇							独居
12			41-〇〇〇〇	〇						別宅 41-〇〇〇〇
13										990-〇〇〇〇-〇〇〇〇
14			41-〇〇〇〇							独居
15										
16										

平成〇〇年度

平成 年 月 日

#### 搬送必要者名簿

立川自治会防災会  
(作成: H00.0.0)

番号	氏名	年齢	性別	地区	TEL	備考
1	〇〇〇〇	〇	〇〇	女 本村 立川町〇〇〇-〇	〇〇〇〇〇〇	独居高齢者
2	〇〇〇〇		〇〇	女 〃 立川町〇〇〇-〇	〇〇〇〇〇〇	独居高齢者
3	〇〇〇〇		〇〇	女 〃 立川町〇〇〇-〇	〇〇〇〇〇〇	独居高齢者
4	〇〇〇〇		〇〇	女 〃 立川町〇〇〇-〇	〇〇〇〇〇〇	独居高齢者
5	〇〇〇〇		〇〇	男 〃 立川町〇〇〇-〇	〇〇〇〇〇〇	独居高齢者
6	〇〇〇〇		〇〇	女 〃 立川町〇〇〇-〇		なし 独居高齢者(自治会費免除)
7	〇〇〇〇		〇〇	男 〃 立川町〇〇〇-〇	〇〇〇〇〇〇	独居高齢者(自治会費免除)

# 組織作り先進事例

## 避難方法と避難経路



作成:平成20年4月19日  
立川自治会防災会

### 避難場所と避難方法と避難経路

市消防から出されている台風出水期における立川地区避難対策について(通知)に従い、また参考とし避難を行う。

#### 1. 避難場所

- |                  |               |          |
|------------------|---------------|----------|
| (1). マイントピア別子    | 新居浜市立川町707-3  | 43-1801  |
| (2). 上部高齢者福祉センター | 新居浜市中筋町1-6-8  | 43-6338  |
| (3). 立川自治会館      | 新居浜市立川町943-2  | 41-0892  |
| (4). (角野公民館      | 新居浜市中筋町2-4-24 | 41-6224) |

※. マイントピア別子と上部高齢者福祉センターを優先し公民館は二次的に使用する。

#### 2. 避難の方法

##### (1). 避難準備のとき

- . 全地区 自治会館へ。

##### (2). 自主避難発令のとき

基本的な避難先は

- . 渡る瀬・板の本地区は上部高齢者福祉センターへ。
- . 北浦・新道・本村地区は、マイントピア別子へ。

##### (3). 避難勧告発令のとき

基本的な避難先は

- . 渡る瀬・板の本地区は上部高齢者福祉センターへ。
- . 北浦・新道・本村地区は、マイントピア別子へ。

##### (4). 避難輸送について

- . 自家用小型車で小刻みに行く。
- . 近所に声をかけ車に乗り合わせ避難する。
- . 状況に応じ市待機車を活用し避難する。

##### (5). 避難者集合場所は

- . 自治会館、大師堂、鎌倉氏宅前、本村ゴミステーション付近。  
(集合場所へ行かれる方は必ず自治会防災本部と連絡を取り合うこと。)

##### (6). 避難者が避難支援を必要とするときは、立川自治会防災本部へ連絡すること。

#### 3. 避難経路

##### (1). 渡る瀬、板の本地区は

- . 龍川橋(めがね橋)から市道を通り板の本橋を渡り県道へ出て上部高齢者福祉センターへ

##### (2). 北浦・新道・本村地区は

- . 各小地区から県道へ出てマイントピア別子へ。



### 出水期における立川地区避難対策

(趣旨)  
立川地区の地形・河川等の特殊事情を考慮し、台風・梅雨等の出水時における地区住民の安全を確保するため、次のとおり避難対策を樹立する。

- 1 地すべり対策  
水防指令発令前から雨量に注意し、地区住民と行政機関が一体となって、避難体制に万全を期する。
  - (1) 現地での連続雨量(立川又は、鹿森ダム雨量計)が、200ミリ前後と、時間降雨量が40ミリに達した場合には、市と立川自治会が常時連絡を密にして避難時期等について判断し処理する。(連絡体制については別表のとおり)
  - (2) 立川自治会と行政機関との窓口は、水防事務を所轄する消防本部(署)が担当し、情報連絡・警戒巡視及び本部長・副本部長への報告の任にあたる。ただし、地すべり対策工事の技術的な調査巡視は、建設部がその任にあたる。
- 2 鹿森ダム特別放流対策  
大雨によるダムの特別放流に備え、地区住民と行政機関が一体となり、連絡・避難体制に万全を期する。
  - (1) 河又、又は鹿森ダム観測所の時間雨量が50ミリに達した時。
  - (2) ダム放流量が200m<sup>3</sup>/sに達した場合。
  - (3) ただし書き操作へ移行した時。
  - (4) その他、異常な放流事態発生等の恐れがある場合。  
消防本部は、ダム管理事務所から上記のいずれかの情報を得た場合は、直ちに立川自治会に情報連絡するとともに警戒巡視し、本部長・副本部長への報告の任にあたる。市と立川自治会は連絡を密にして、避難時期等について判断・処理する。(連絡体制については別表のとおり)

- 3 避難対策  
地すべり・ダム放流による立川地区住民の避難が予想され、又は、避難の必要が生じた場合は、水防指令を発令し、新居浜市水防計画に基づきそれぞれの任務にあたる。
    - (1) 基本的な避難先は、淡瀬・板の本地区は角野公民館へ、北浦・新道・本村地区はマイントピア別子とする。
    - (2) 避難輸送体制は、市マイクロバスと自家用車乗り合わせとする。(自治会で検討の結果、自家用車で90%以上が避難可能とのこと)
    - (3) 避難者集合場所は、自治会館・大師堂・鎌倉氏宅前・本村ゴミステーションとする。
  - 4 避難連絡  
立川地区に避難勧告発令時、地区内住民に対する避難連絡方法として、立川自治会広報塔のほか角野分団立川話所の消防サイレンを吹鳴するものとする。  
なお、消防サイレンの吹鳴は原則として角野分団員が実施するものとする。
- (経過)
- 1 昭和51年台風17号による地すべり災害により、住民の集団避難の問題が生じる。その後、昭和54年度で主たる箇所の防災工事が完了する。
  - 2 昭和53年7月13日、立川地区避難対策を樹立する。
  - 3 昭和55年5月、同対策を一部変更。(設定雨量100ミリを、200ミリに修正)
  - 4 平成11年9月15日、台風16号による集中豪雨により、鹿森ダムの大量放流(733m<sup>3</sup>/s)となり、連絡・避難体制等について見直しが必要となる。
  - 5 平成12年、従来の地すべり対策に、ダム特別放流対策を追加する。
  - 6 平成16年度、一時避難先としてマイントピア別子を追加する。9月29日台風21号による土砂崩れ発生、新道地区の住民が長期の仮設住宅集団避難となる。
  - 7 平成18年度、消防サイレン使用を認め、避難信号を追加する。

### 広報文及び避難基準

#### 1. 立川自治会避難時の放送文

##### 第一段階

ただいま降り始めてから200mm近くに達し、警戒が必要となりました。自宅周辺の様子に十分注意し、避難の準備をしておいて下さい。恐ろしいと思った時は自治会館へ来て下さい。

##### 第二段階

(ハンドスピーカーサイレンを広報塔で約20秒流す)  
雨が非常に長く降り激しくなっております。自主的に避難することを勧めます。避難場所はマイントピア別子と上部高齢者福祉センターです。

##### 第三段階

(ハンドスピーカーサイレンを広報塔で約20秒流す)  
ただいま避難勧告が出されました。ただちにマイントピアか上部高齢者福祉センターへ避難して下さい。

※ 勧告時の放送は、5回繰り返して3回にわたり放送すること。

◎ 避難勧告サイレン  
避難勧告放送後消防サイレンを鳴らします。  
サイレンの吹鳴(ならし方)

5秒 5秒 5秒 5秒 10秒 3回



#### 1. 立川自治会避難基準

##### 第一段階 避難準備

降り始めてから200mm近くに達する。

降り始めてから200mm近くに達し、警戒が必要となる。自宅周辺の様子に十分注意し、避難の準備をしておく。

##### 第二段階 自主避難

連続雨量200mm、時間雨量30～40mmに達する。

雨が非常に長く降り激しくなってくる。自主的に避難することを勧める。避難場所はマイントピア別子と上部高齢者福祉センター。

##### 第三段階 避難勧告

連続雨量が200mmを超え、時間雨量が40mm以上の強い雨が予想されるとき。

市水防本部から避難勧告が出される。ただちにマイントピア別子と上部高齢者福祉センターへ避難する。

※ 市の避難準備情報が第二段階の自主避難にあたる。

#### 2. 新居浜市避難基準

##### 土砂災害に対する避難基準 (立川地区)

###### ○ 避難準備情報

連続雨量が200mmを超えたとき  
(放送文:市役所からお知らせします。台風\_\_号が接近しています。今後の進路によっては、避難の必要があります。その際には、ただちに避難できるように貴重品や身の回り品などの準備をお願いします。避難場所は\_\_です。なお、今後の気象情報及び放送には、十分注意してください。)

###### ○ 避難勧告

連続雨量が200mmを超え、時間雨量が40mm以上の強い雨が予想されるとき

###### ○ 避難指示

土砂災害の前兆現象が認められるとき  
土砂災害が発生したとき

※ 勧告等の決定

水防本部長及び副本部長で協議決定

# 自主防災訓練先進事例

～地震発生を想定した避難訓練、災害に関する学習会、初期消火訓練～



(写真:平成18年度上池田自治会防災訓練の様子 撮影:2006.7.17)

## 自主防災組織プロフィール

### 組織名

上池田自治会

### 世帯数

約 56 世帯

### 特徴

上部船木地区、池田池付近の自治会。

地震による建物倒壊や、池田池の決壊などを想定した自主防災訓練に取り組んでいる。

## 自主防災訓練への取り組み

校区自主防災組織や、地元消防団と連携を図りながら地震を想定した避難訓練を実施。

あわせて災害に関する学習会、初期消火訓練を行い地域の防災力アップを図っている。

## 自主防災訓練プログラム

### 1:地震発生(想定)

(1) 7月17日、7時50分 石鎚断層付近を震源とする地震が発生。新居浜市では、震度5弱から6弱を記録、建物の倒壊、火災等が発生し、多数の負傷者が出た。

### 2:避難訓練

(1) 8時00分、この所の大雨で池田池の水が満水状態の所に地震発生のため、決壊の危険性があり、災害対策本部より避難勧告が発令された。

(2) 自治会長は広報塔にて放送。「上池田広報です。訓練、訓練、池田池が決壊のおそれある為、災害対策本部より、避難勧告が発令されました。自治会員は直ちに南の6メートル道路(農協よりゴルフ場に向かう道路)に出て、上池田自治会館に徒歩にて避難してください。」

(3) 自治会員避難開始 8時05分

(4) 自治会員避難終了

(5) 訓練終了報告、自治会長

3:船木連合自治会長による、平成16年の船木地区の災害状況の説明 15分～20分

4:船木分団長による、地震時の安全対策の説明 5分～10分

5:初期消火訓練(上池田消防分団員指導)

(1) 天ぷら火災を想定して消化方法の訓練実施

ア 鍋蓋消火

イ 濡れシーツ消火

ウ 消火器

※軍手タオルは各自持参

6:訓練終了報告(自治会長)

7:その他 火災報知器について

## POINT

- 地元消防団との連携による総合的な防災訓練
  - \*実際の避難ルート消防団と移動しつつ危険箇所や災害時の留意点を消防団員が指導
  - \*初期消火訓練による、火災や災害から家庭・地域を守る力の育成
- 防災学習会を通じた防災知識の向上と、防災意識の高揚

## 徒歩による自治会館への避難



自治会広報塔の放送により、地域住民が自宅から徒歩による避難を実施。

### POINT

その際地元消防団が避難に同行し、地震後のブロック塀等は倒壊の恐れがあるため避難時には道路の中央を歩くようにする等の指導を行っている。

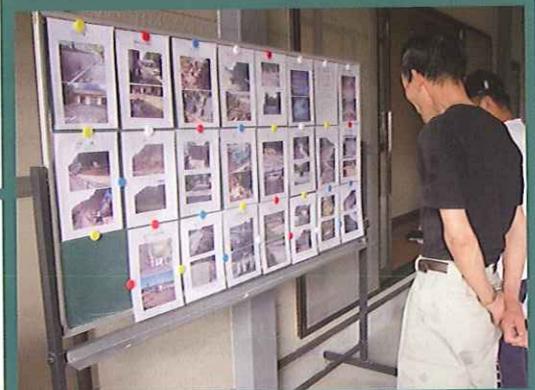
## 点呼



組ごとに集合し、逃げ遅れが無い点呼を行う。  
組長から人数を自治会長に報告。

船木地区が過去に被災した際の写真や復旧状況等を自治会館内に展示。

## 写真展示



## H16災害状況の説明、地震時の安全対策説明



平成16年災害による船木地区の災害状況を連合自治会長から説明を受け、その後船木消防分団長から地震時の安全対策についての説明を実施。

### POINT

座学のみの場合、地域の方の参加を集めるのが難しい。こうして他の訓練と併せて実施することで参加も得られ易く、また相乗効果も期待できる。

## 地元消防団指導による初期消火訓練



地元の船木消防団員の指導のもと、天ぷら火災の初期消火について「鍋蓋」「濡れシート」「消火器」を用いて訓練を実施。

# 自主防災訓練先進事例

座学「地震時の安全対策」資料

## 地震時の安全対策10ヶ条

### ア まず身の安全を

- (ア) 大きな揺れは1分程度でおさまる
- (イ) 屋内にいるときは、テーブル、机など、大きな家具の下に身を隠ししばらく様子を見る
- (ウ) 座布団などで頭部を守ることが大切
- (エ) 本人が怪我をしたら火の始末や避難が遅れる
- (オ) 家具の転倒や落下物には十分な対策を

### イ すばやく火の始末

- (ア) 身の安全を確認できたら、すばやく行動を
- (イ) 火元付近には燃えやすいものを置かない習慣を
- (ウ) 火災が発生しなければ地震による被害はそれ程大きくならない  
使用中ガス器具、電気器具、石油ストーブなどは素早く火を消すことが大事

### ウ 戸を開けて出口の確保

- (ア) 戸を開けて避難口を確保する
- (イ) 住宅など鉄筋コンクリート建ての住居、特に高層マンションなどの住居では地震の震動で鉄製の扉がゆがみ開かなくなることがある

### エ 火が出たら直ぐ消火

- (ア) 出火しても火が天井に移るまでは大丈夫、慌てず消火を
- (イ) 万一出火したら、消火器やバケツなどの消火用具で小さいうちに消し止めることが先決、また大声で隣近所に声を掛け、皆で協力し合って初期消火に努める

### オ 慌てて外に飛び出さない

- (ア) 慌てて戸外に飛び出すと瓦や窓ガラス、看板などが落ちてきて思わぬ怪我をすることがある
- (イ) 大揺れは1分程度、周囲の状況を良く確かめ落ち着いて行動すること
- (ウ) 飛び出しは怪我のもと、冷静な判断を

### カ 狭い路地やブロック塀には近づかない

ブロック塀や自動販売機は倒壊する恐れがあり、素早く避難を

### キ 協力し合って応急救護

地域ぐるみで協力し合って応急救護の体制を

### ク 山崩れ、がけ崩れ、津波に注意

- (ア) 居住地の自然環境を把握して、二次災害防止の心掛けを
- (イ) 消防、警察などの広報やテレビ、ラジオのニュースなどに注意し速やかに安全な場所へ避難する

### ケ 避難は徒歩で

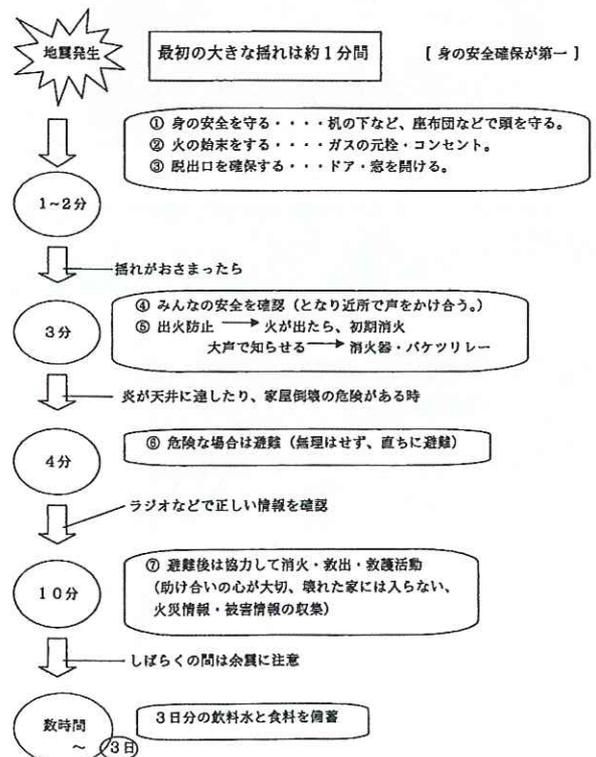
- (ア) 車での避難は危険な上、緊急出動の障害になる
- (イ) ルールを守る心のゆとりを
- (ウ) 携帯品は必要品のみにして背負うようにする

### コ 正しい情報を聞く

- (ア) 一般的に余震は本震より小さいが、発生回数が多いのが普通  
余震には十分注意し、沈着な行動をとる
- (イ) 真実はひとつ
- (ウ) 間違った情報に惑わされず、的確な行動を

## 地震対策

### (1) 地震発生 その時どうする? (流れ)



# 要援護者避難支援先進事例

～大学・行政との連携による災害時要援護者避難支援プランの作成～



(写真:防災講演会&ワークショップ2006.11.12撮影)

## 自主防災組織プロフィール

### 組織名

西連寺自治会自主防災部

### 世帯数

約 52 世帯

### 特徴

平成16年の台風災害において浸水被害が多く発生した地域。  
現在はモデル地区として愛媛大学と連携し、災害時の要援護者支援者の避難支援プラン作成に積極的に取り組みをしている。

## 取組みの概要

愛媛大学防災情報研究センターと連携して防災ワークショップを実施し、災害時要援護者避難支援プラン策定に取り組んだ。

平成19年4月には、災害時要援護者リスト登録に同意が得られた西連寺自治会4区の22名全員について地域支援者が決定し、災害時要援護者登録台帳が完成した。

## 実施期間

平成18年11月～平成19年4月

## プラン作成手順

## POINT

1. 災害時要援護者避難支援プランの作成  
地域内の災害時の避難に援護を要する人に対し、個別に支援者の決定及び避難計画が整備されている。
2. 共助意識の確立  
災害時における地域の連携について学習し、共に考える場を設けることにより地域の共助意識の向上が図られている。

①リストへの登録同意	市の福祉部のデータから要援護者候補者を抜き出し、アンケートを送付して登録同意の意向を確認する。 (アンケートが回収できない場合は、地区の民生委員が戸別訪問し、支援者を決めてもらう)
②登録台帳の作成 (様式1参照)	登録同意した要援護者に、地域支援者と支援方法を決めてもらう。 (支援者が決まらない場合は、自治会が戸別訪問し、支援者を決める)
③リストと登録台帳の提供	自治会、自主防災組織、民生委員、消防団、警察に提供する。
④情報の更新	リストと台帳は、年1回程度更新する。

# 要援護者避難支援先進事例

## 要援護者候補者(新居浜市の場合)



- (1) 身体障害（1級、2級）、知的障害（療育A級）の方
  - (2) 介護保険の要介護3以上（重度の介護を要する状態）の方
  - (3) 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ※ただし、施設に入所されている方（在宅でない方）日常的に自立している方、家族等による介護があり、地域の支援が全く必要ない方を除く。

西連寺自治会4区の要援護候補者は56名で、アンケートおよび民生委員の戸別訪問を実施した。

このうち支援が必要な22名全員から登録同意が得られた。



## 地域支援者



災害時に避難支援に当たる家族や親戚、近隣の方で、①避難準備情報を要援護者へ直接伝え、②避難所に行くまでの介助をする方。緊急時には、地域支援者が不在の場合も予想されるため、一人の要援護者につき、原則2名の地域支援者を決定することを目標とした。

当初、地域支援者を2名とも決めることが出来た要援護者は5名だけだった。地域支援者が決められなかった17名の要援護者について、自治会で戸別訪問して地域支援者を決定した。その際に、地域支援者の重複（一人の支援者が、多数の要援護者の支援を掛け持ちする）がないように考慮した。



## 防災ワークショップ



災害時要援護者避難支援プランの理解と、地域支援者としての共助意識向上を図るため、愛媛大学防災情報研究センターと新居浜市防災安全課が共同で実施した。

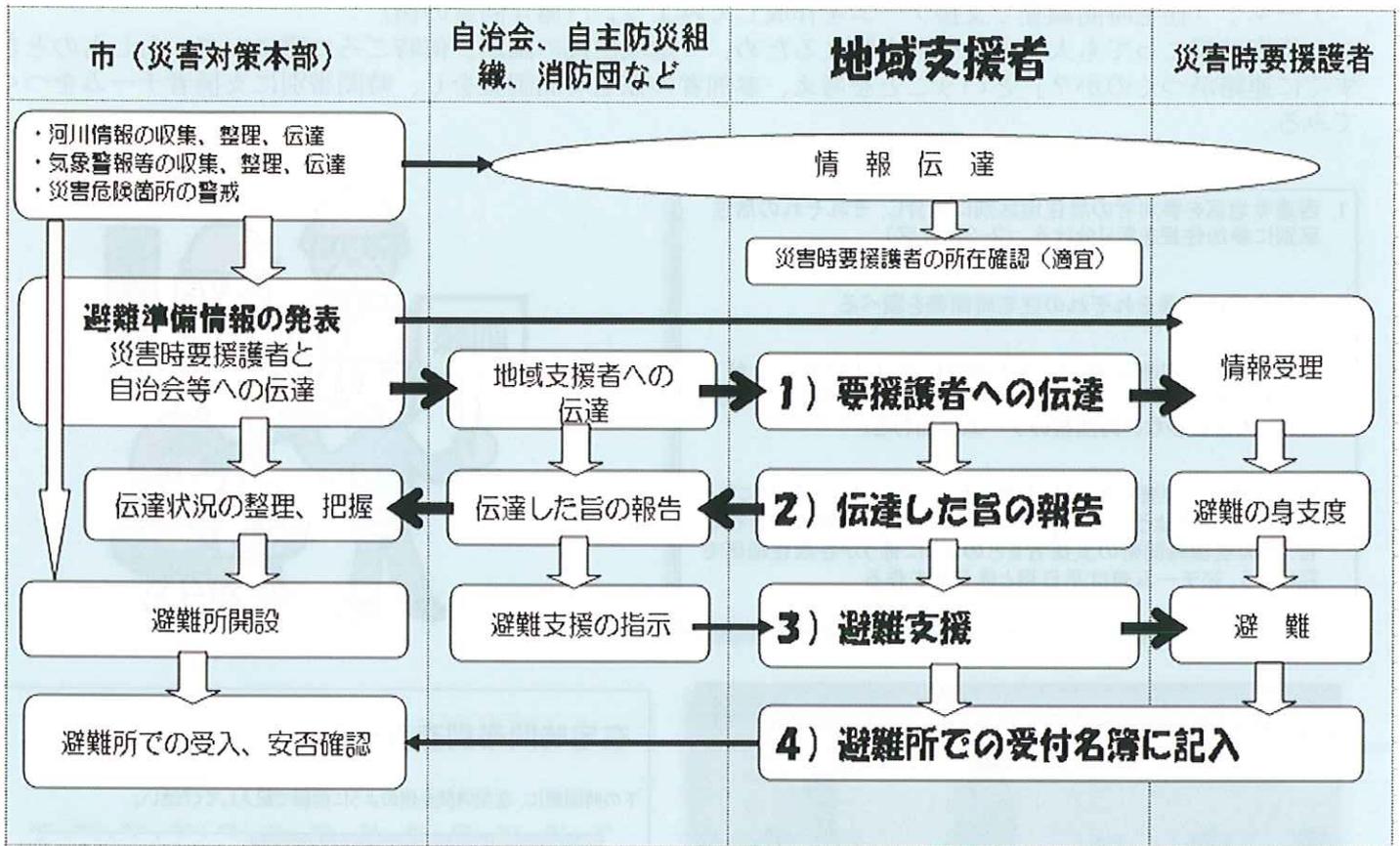
ワークショップでは、参加者が5~6人ずつの班に分かれ、災害時要援護者の支援というテーマについて意見を出し合った。さらにそれをまとめていく作業を通して、地区別に支援チームを作る、支援者となる人たちの連絡網を作るというような、地域性に応じた解決策を考え出していった。

	開催日	テーマ	参加人数
第1回	平成18年 11月12日(日)	講演：新居浜と南海地震災害 ワークショップ：平成16年のような土砂災害が起こったとき、要援護者を助けながら避難するにはどうするか。	約30名
第2回	平成19年 1月14日(日)	講演：防災計画 住民の生命を守る ワークショップ：避難支援プランの模擬作成と意見交換。	約20名
第3回	平成19年 2月25日(日)	講演：災害時における避難行動の課題 ワークショップ：要援護者支援に関するジレンマゲーム。 (要援護者を避難させる途中、他の支援も頼まれた。これを引き受けるか？どうすれば解決できるか・・・など)	約25名
第4回	平成19年 3月25日(日)	講演：避難情報の伝達について ワークショップ：在宅時間調査で支援チームを結成してみよう。	約20名



# 要援護者避難支援先進事例

## 災害時要援護者避難支援プランの流れ



## 登録台帳を作成済み(または作成中)の地区

平成21年1月時点

### 上部地区

泉川校区	231名	(作成中)
角野校区	458名	(作成中)
大生院校区	160名	(作成中)

### 川西地区

金栄校区	102名	(作成中)
惣開校区	39名	(作成中)

### 川東地区

垣生校区	184名	(作成中)
多喜浜校区	107名	(作成中)
大島校区	18名	(作成中)



災害時要援護者とは、自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力（危機察知能力）、危険を知らせる情報を受け取る能力（情報入手・発信能力）、そうした危険に対して適切な行動を取る能力（行動能力）の面で、ハンディキャップを持った人々を総称する概念です。

具体的には、傷病者、身体障害者、精神障害者をはじめ、乳幼児や体力的な衰えのある高齢者、日本語の理解が十分でない外国人など、災害が発生した場合、自力による避難が困難で、支援を要する者を災害時要援護者としてとらえることができるでしょう。要援護者といっても、そのハンディの内容や程度はかなり個人差があります。要援護者の状況を知る福祉ボランティアや介護従事者、社会福祉協議会等と連携しながら、普段から交流し、その人にあった安全対策とケアの体制を確立することが大切です。地域の高齢者など、要援護者の生活状況を的確に把握し、日常的にどのような点に配慮すべきかを学んでいくことが、要援護者の防災対策を考える上では大変重要です。なお、プライバシーの部分には十分気をつけ、配慮を怠らないようにしてください。

記入例

様式1

災害時要援者登録申請書兼登録台帳 ※整理番号 ( ) (案)

(宛先) 新居浜市長

私は、災害発生時などに地域の助けを受けたため、下記の内容を台帳に登録するとともに、この台帳を地域支援者、自治会、自主防災組織、消防団、警察に提供する事に同意します。

平成19年 2月16日

(本人) 性別 男性 (昭和) 新居浜市一宮町一丁目〇番〇号 男・女 生年月日 12年11月3日  
 新居浜 太郎 電話番号 0897-xxxx-xxxx 2 人  
 家族構成 (本人含む)

(代理人) 住所 同上 電話番号 同上  
 氏名 新居浜 一郎 印 統柄 (長男) 携帯 090-xxxx-xxxx  
 TEL: xxx-xxxx (自宅・勤務先)

緊急時の連絡先 (家族等)  
 (1) 氏名 新居浜 一郎 統柄 (長男) 携帯 090-xxxx-xxxx  
 TEL: xxx-xxxx (自宅・勤務先)  
 (2) 氏名 金子 花子 統柄 (妹) 携帯 070-xxxx-xxxx

自主防災組織等名	〇〇自主防災会	民生児童委員氏名	若宮 添子	TEL	xx-xxxx
地域支援者了解のうえで記入して下さい					
地域支援者 (親類、近隣者等)	住所 新居浜市一宮町一丁目〇番〇号				
地域支援者 (親類、近隣者等)	住所 新居浜市一宮町一丁目〇番△号				
氏名 新居浜 一郎 (同居家族)	氏名 宮西 次郎 (自治会青年団)	TEL xxx-xxxx 携帯 090-xxxx-xxxx			
緊急避難場所	〇〇公民館				

この台帳に関する情報は、災害時の避難支援や安否確認に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりする事を禁止します。

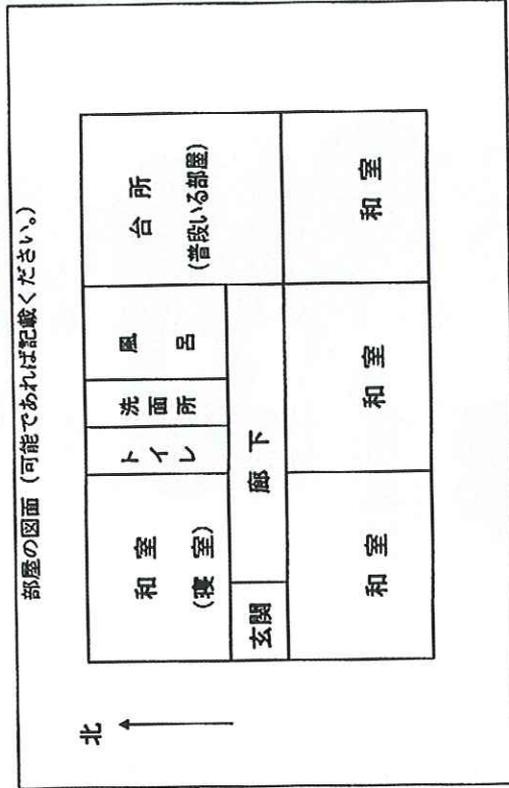
※平成	年	月	日	※担当者氏名	TEL
				新居浜市長 佐々木 龍	FAX

様式1 裏 記入例

特記事項 (心身の状況、具体的によいような避難支援が必要かなど)

- 1) 避難の情報は、紙に大きな文字を書いて伝える。(耳が遠く老眼である)
- 2) 避難の身支度には、常備傘、補聴器、紙ハンズ2〜3枚必要。
- 3) 避難所までの移動には、最低一人の介助が必要。(杖歩行である)
- 4) 人工透析で毎週〇〇病院(△△-△△△△)に掛かりつけである。

建物情報	種類: 一戸建て
一戸建てかアパートか、その階数、木造か鉄筋コンクリートかなど	階数: 1階建て 構造: 木造 (昭和46年建築)
普段いる部屋とその階数	玄関入りつきあたりの台所 1階
寝室の位置とその階数	玄関入り左側の和室 1階



# 防災計画・訓練先進事例

～計画作成、防災訓練、消火器業者紹介等～



(写真:平成18年度下本郷自主防災会初期消火訓練の様子 撮影:2006.9.3)

**自主防災組織プロフィール**

<b>組織名</b>
下本郷自主防災会
<b>世帯数</b>
約 319 世帯
<b>特徴</b>
<p>地域住民への防災計画の周知、広報活動への積極的な取組みがなされている。</p> <p>また、9月3日を「下本郷自主防災の日」と定め、防災対策の確認並びに防災に関する知識等の啓発・訓練を実施している。</p>

## 防災の日

9月3日を「下本郷自主防災の日」と定め、防災対策の確認並びに防災に関する知識等の啓発・訓練を実施している。

また「自分の身は自分で守る。」「安全・安心な地域づくりはみんなの助け合い。」を合言葉とし、地域の防災力向上を図っている。

## 平成18年度 防災計画項目

(1) チェックシートや市政だよりを基に各家庭で防災について話し合う。

防災対応チェックシートを各家庭に配布し、防災対策の確認並びに防災に関する知識等の啓発を行う。

(2) 初期消火訓練実施

天ぷら油火災の初期消火。消火器の使い方。水運びリレーの仕方。水防(土のう積み)訓練。消防車誘導の仕方。火災通報の仕方。避難場所の確認など。

※各家庭1名以上参加

※動員対策＝役員呼びかけ、広報、消防車による呼びかけ

(3) 消火設備の位置・マークの確認および駐停車禁止啓蒙  
消防分団(大生院)の指導を得て、自治会範囲内にある消火設備の位置、マークを参加者全員で確認する。また、消火設備付近での駐停車禁止啓蒙をしていただく。

(4) 独居老人の確認

民生委員の協力により、独居老人の方の自宅を住宅地図に明記し、万が一に備える。

住宅地図は会長宅で保管する。

(5) 身元確認カードの携帯

「身元確認カード」(平成15年度配布済み)を携帯しましょう。

(6) 緊急時連絡網の確立

万が一に備えて、緊急時連絡網を明確にするようにしてください。緊急連絡網は一覧表にするのが好ましい。

\* 火災・救助・救急 119 (消防署)

\* 犯罪・事件 110 (警察)

\* 行方不明者が出た場合＝各自治会長

\* ガス漏れ、水道漏れ＝家族又は親類など

(7) 消火器業者紹介

初期消火には消火器が有効であります。9月3日の訓練現場で消火器の販売業者を紹介します。

## POINT

\* 「防災の日」の設定。

\* 行政資料を活用した広報啓発活動。

\* 消防署・消火器業者と連携しての初期消火訓練の実施。

### 訓練進行計画

#### 18年度自主防災訓練進行計画

司会；〇〇〇〇(副会長)

1. 下本郷自主防災会会長挨拶（5分）  
防災の意義・自主防災の必要性（自治会活動から）  
18年度防災計画説明
2. 団地自主防災会会長挨拶（簡単に）
3. 大生院校区自主防災会会長挨拶（簡単に）  
大生院校区内の動向
4. 消防署挨拶（10分）  
防災の意義・自主防災の必要性（専門的立場から）  
防災時の心構え（日常・緊急時）  
避難場所の説明・確認  
火災警報設置義務化  
火災通報の仕方  
消防車誘導の仕方
5. 消火器販売業者紹介（〇〇〇〇 40-〇〇〇〇）（会長が紹介）（簡単に）

司会：「これからの進行は、消防署をお願いします。」

進行；消防署職員

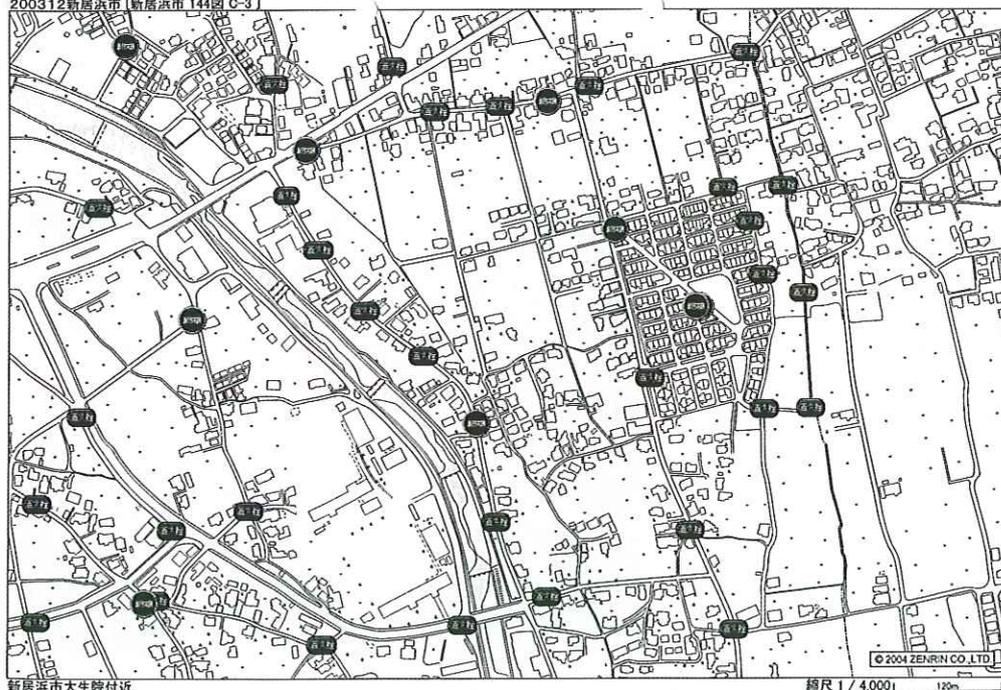
6. 訓練  
初期消火（てんぷら油火災・消火器）＝1時間  
土嚢つくり、積み方、（15分）  
（準備；消火器？、訓練消火器？、土嚢袋30、スコップ5。）  
バケツ30。
7. 消火設備  
位置、マークの確認  
停車禁止啓蒙

消防署と消防分団が協力して進める。



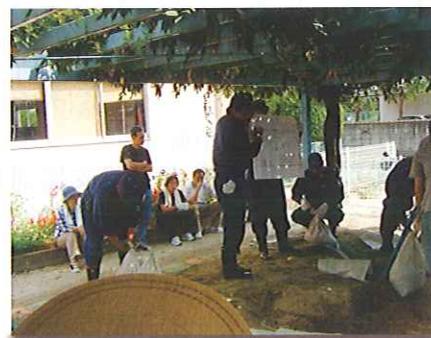
### 地区内消火設備等配置図

200312新居浜市【新居浜市 144回 C-3】



新居浜市大生院付近

縮尺 1 / 4,000 100m



# 避難訓練先進事例

～緊急連絡網を用いた避難訓練及び要援護者の避難訓練～



(写真:平成18年9月10日防災訓練の様子 2006.9.10撮影)

## 自主防災組織プロフィール

### 組織名

林之端団地自治会自主防災会

### 世帯数

約 52 世帯

### 特徴

客谷川周辺の地域で、自治会に広報塔が設置されていないため、連絡網を用いて避難訓練を実施している。

また避難に援助を必要とする方の避難訓練も車等を利用して実施している。

## 訓練の要領

日時：平成18年9月10日（日）9:00～10:00

### 【実施内容】

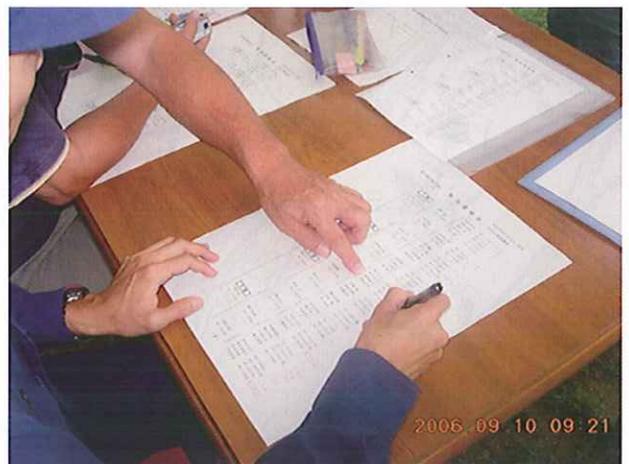
- ①緊急避難連絡訓練：あらかじめ各戸配布している「緊急連絡表」に基づき、電話連絡を実施。  
電話連絡内容「〇〇さんですか、只今避難訓練を実施しています。運動広場へ至急避難してください。」
- ②避難訓練実施：避難所まで徒歩で避難。
- ③避難者チェック：集合場所（運動広場）で避難者リストによりチェック。逃げ遅れ等がないか、連絡網が機能しているか確認。
- ④災害時要援護者避難支援訓練：避難に援助を必要とする高齢者等の避難は車で実施。
- ⑤炊き出し訓練：各家庭のジャーを持参し、おにぎりを作り炊き出し訓練を実施。
- ⑥訓練実施後：講評及び意見交換



## POINT

自治会に広報塔が設置されていない場合でも、あらかじめ地区内の緊急連絡網を整備し、各戸配布しておくことにより電話連絡での避難情報伝達が可能。

先進事例のように緊急連絡網を用いた訓練を実施することにより、連絡網が上手く機能しているかチェックすることができ、訓練結果を踏まえて見直しを重ねることで、災害発生時により有効に働く連絡網が整備出来る。



2006.09.10 09:21

## 実施結果

最初の連絡から20分以内に全員が避難場所へ集合し、スムーズに終了。（52世帯中44世帯が参加）

# 合同防災訓練・報告会先進事例

～船木校区連合自主防災会：隣接自治会合同による防災訓練の実施及び防災活動報告会の実施～



(写真：防災講演会の様子：2008.2.14.撮影)

## 自主防災組織プロフィール

組織名
船木校区連合自主防災会
世帯数
約 3,122 世帯
特徴
平成16年結成。公民館を核とし、単位自主防災組織だけではなく、地元消防団や、小・中学校と連携して、防災訓練や地域内危険箇所点検の実施、学習会の開催等を活発に行っている組織。

## 合同防災訓練の実施

従来、自治会の防災訓練は自治会毎に実施していたが、平成19年度より隣り合った自治会が合同して、防災訓練を実施。

### POINT

合同防災訓練の実施には、以下のようなメリットが考えられる。

- 訓練の準備打合せにより、自治会間のコミュニケーションが良くなり、災害時においても自治会間の意思疎通が良くなる。
- 参加人員が多くなることにより、活気ある訓練が出来る。
- 良い意味での競争心が生まれる。
- 単一自治会で実施するより、合同で実施したほうが、スムーズに取り組める。

### 【参考：実施自治会】

- (3自治会合同)
- 元船木団地自治会
- 市営自治会
- 客谷自治会
- (2自治会合同)
- 林之端自治会
- 旭自治会



## 1年間の校区防災活動報告会

年度末の2月に、校区で実施した防災活動の報告会を実施。報告の対象は各自治会、船木小学校・中学校、長寿会、公民館で実施した防災活動の様態を写真で紹介している。

また、併せて防災行事の報告と、講師を招いての防災講演会も実施。

### POINT

定期的な報告会を開催し、訓練実施事例やその他の取組みを報告することにより、校区内未結成自治会や未活動組織への防災意識の高揚が図られ、地域全体の防災力向上につながる。

同様に、単位自治会自主防災組織でも定期的な報告会の開催により、組織員の意識啓発が図られる。

先進事例のように、報告会と併せて、防災講演会を実施するのも防災啓発に効果的である。

# 防災リーダー育成先進事例

～防災リーダー育成、防災訓練、防災マップ作成、要援護者避難支援プラン作成～



(写真:防災リーダー育成研修会の様子 撮影:2007.11.28)

## 自主防災組織プロフィール

### 組織名

泉川連合自治会自主防災会

### 世帯数

約 5,350 世帯

### 特徴

泉川校区67自治会が加入している、小学校校区単位の連合自主防災組織。

平成19年度に愛媛県の自主防災組織育成モデル地区として地域における防災リーダーを育成する取り組みを実施。現在もリーダーが中心とした防災訓練等に積極的に取り組んでいる。

## 愛媛県自主防災組織育成モデル事業

自主防災組織の優良モデルとなる組織活動の育成を支援し、その活動を県下に広めることにより、自主防災組織の一層の活動支援を図ることを目的として平成19年度に実施された事業。新居浜市では泉川地区をモデルとした防災リーダー育成事業を実施。

### 泉川校区自主防災組織育成モデル事業実施概要

#### 1. 防災研修会(にいほま防災リーダー育成)の実施

内 容：地域自主防災組織運営の核となる人材を育成するため、研修会を実施。内容は防災リーダーの必要性、危機管理の定義、防災マップの作成方法など。

日 時：11月28日 9時30分～16時

場 所：泉川公民館(体育館)

参加者：泉川校区住民約50名、市職員・教員約20名  
市内他校区参加者約30名 合計 100名

#### 2. 災害時要援護者支援プラン作成

内 容：避難が必要な状況となった場合に、自力で避難することが困難な方を把握し、あらかじめ支援者を決めておく。

期 間：10月～3月

実 施 者：校区民生委員、住民(リーダー)、市職員

#### 3. 防災マップの作成

内 容：要援護者情報、災害危険箇所等を含む地域防災マップの作成。

## POINT

○地域防災の核となる人材＝防災リーダーの育成への取り組み

○防災リーダー主導で進める

- ・ 防災訓練
- ・ 災害時要援護者支援プラン作成
- ・ 防災マップ作製
- ・ 地域防災計画作成

期 間：12月～2月

実 施 者：地域住民(防災リーダー)

#### 4. 地域防災計画の見直し

内 容：防災計画の見直し及び次年度以降の年間計画を作成。

期 間：1月～2月

実 施 者：防災リーダー

#### 5. 防災訓練の実施

内 容：資機材を活用した災害時要援護者の避難・救出訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練、日本赤十字社講師指導による要援護者支援訓練。

日 時：3月16日 9時～12時

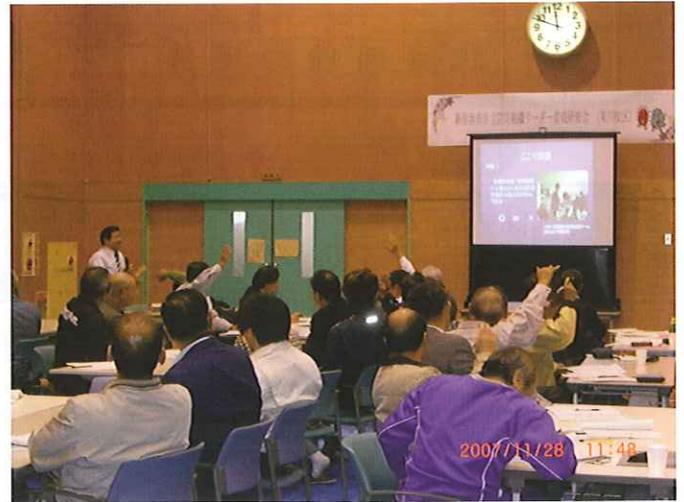
場 所：泉川公民館及び寿公園

参加者：校区住民

### 防災リーダー育成研修会及びリーダー証交付

#### 新居浜市自主防災組織リーダー研修会 プログラム

時間	テーマ	講師等	主な内容(予定)
9:00～	受付		※資料、名札(各自記入)等の配布
9:30～9:35	開会式	新居浜市長	○開会あいさつ
9:35～10:50(80分)	災害とは？ 危機管理の考え方	中田講師	○災害の概念・定義と種類 ○災害の実際と教訓 ○危機管理の考え方(ダリトメソッド)
休 憩 (10分)			
11:00～12:00(60分)	自主防災組織の活動	中田講師	○組織論 ○組織目標達成要件 ○自主防災組織の活動事例 ○防災マップ・機材準備・訓練ほか
昼 休 (60分) ※スリランカ活動報告(ランチョンセミナー)			
13:00～14:30(90分)	図上シミュレーション 訓練 大雨・地震災害対応	中田講師	○大雨・地震災害想定図上訓練
休 憩 (10分)			
14:40～15:50(70分)	情報伝達と広報活動	中田講師	○情報の収集 ○伝達と評価
休 憩 (10分)			
15:50～16:00(10分)	まとめ	中田講師	○全体のまとめ
16:00～16:10(10分)	終了式	総務部長	○開会あいさつ・修了証交付
※研修の進行により多少の時間前後があります。			



防災リーダー育成研修と救命講習(AED)の両方修了した方を防災リーダーとして認定し、「いいはま防災リーダー証」を交付。泉川地区では約30名、新居浜市では約100名が防災リーダーとして認定されている。



補足作業(平成20年度)

- アンケート未回答者の同意確認(民生委員)  
期間 3/14(金)～H20年6月末まで  
内容 アンケート未回答者の一覧を民生委員に提供し、登録同意の意向を確認する。
- 支援者の決定(自治会、民生委員)  
期間 H20年7月～10月末まで  
内容 民生委員により同意が得られた要援護者のリストを自治会に提供し、支援者を決定する。(マップ作成は伴わない。)
- 登録リストと台帳の配布(防災安全課)  
期間 H20年11月  
内容 自治会で決めた支援者情報を集約、登録リストと台帳を完成させ、庁内関係課、自治会、民生、消防、警察に配布。
- 新たに該当者になった者の新規登録  
期間 H21年1月～(随時)  
内容 リスト・台帳作成後、新たに75歳以上や要介護・障害等になった者へは、市政だよりや自治会の呼びかけを通じて登録する(手上げ方式)。その都度、支援者を決めてリスト・台帳に追加し、配布をする。

### 災害時要援護者支援プラン作成・防災マップ

#### 泉川校区 要援護者支援プラン策定スケジュール(H19年度)

- 要援護者候補者の抽出(福祉課、介護福祉課)  
期間 10/2(火)～10/22(月)  
内容 福祉部局で身体障害者1～2級、療育A級、要介護3以上、75歳以上の高齢者のみ世帯の名簿作成(氏名、住所、性別、生年月日)、重複の除去
- アンケート調査(防災安全課)  
期間 11/1(木) 発送 ～11/15(木) 締切  
内容 要援護者候補者に、登録同意アンケートと登録台帳の郵送する。
- 支援者の決定、防災マップ原稿作成(自治会、民生委員)  
期間 11/20(火)～2月末まで  
内容 1)登録リストと台帳の写しを自治会と民生委員へ提供、支援者(要援護者1名につき原則2名)或いは支援チームを決定する。  
2)要援護者や地域支援者の情報まで入った、単位自治会ごとの防災マップを作成する。
- 登録リスト・台帳、防災マップの印刷・配布(防災安全課)  
期間 3/3(月)～3/24(月)  
内容 1)自治会で決めた支援者情報を集約、登録リストと台帳を完成させ、庁内関係課、自治会、民生、消防、警察に配布。  
2)自治会で作成された防災マップ原稿を印刷し、自治会に配布。



# 防災リーダー育成先進事例

## 防災訓練の実施

### 泉川校区防災訓練

東南海・南海地震などの大規模な災害では、被害が多数かつ広域にわたり、消防機関等行政の機能低下が予想されます。

そのような場合には、自治会やご近隣の方との助け合いの力が被害を最小限にとどめる大きな力となります。地域の連携を高め、防災知識を身につけることによる地域の防災力向上を目的として、下記のとおり泉川校区防災訓練を実施しますので、皆さま是非ご参加ください。

とき:平成20年3月16日(日)9時00分～12時00分

雨天決行(雨天時は泉川公民館で実施する。※暴風雨等の際は中止)

場所:泉川公民館及び  
寿公園



想定:

3月16日(日)午前9時00分。南海トラフを震源とする地震が発生。新居浜市で震度6弱を記録。この地震で多数の建築物が倒壊、多くの負傷者が出ており、火災やライフライン被害も市内全域に及んでいる。

訓練内容:

避難訓練・初期消火訓練・資機材搬送訓練・食料炊出し訓練・要援護者支援訓練・仮設トイレ設置訓練など

参加機関:

泉川校区住民及び自主防災組織員・地区民生委員・新居浜市南消防署・泉川消防分団・日本赤十字社愛媛県支部・新居浜市(約300人)

その他:

- (1) 訓練には、運動または作業の出来る服装で来てください。
- (2) 決行又は中止についての決定時刻及び確認先  
・決定時刻:3月16日(日)午前7時・確認先:消防本部 33-6800 テレガイド



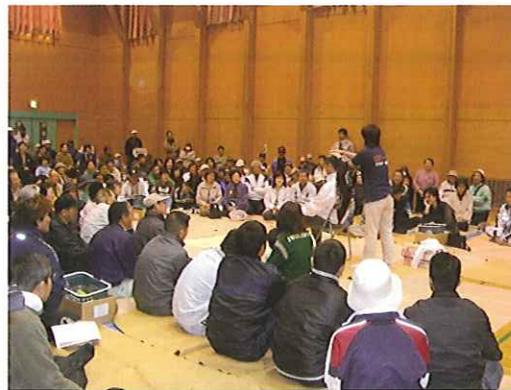
### 泉川連合自治会自主防災会

[平成20年度防災訓練の様子]



POINT

地域防災リーダーを中心として、校区独自の工夫がされた防災訓練が継続実施されている。



[日本赤十字社指導による要援護者支援訓練]



[食料炊き出し訓練]

## 平成20年度防災訓練の実施

### 泉川感謝祭について

目的: その年度に活躍した校区住民を褒める日  
金婚式対象者、日頃校区内であり目立たない地道な活動をしている人や団体の顕彰をします。また、災害に備え自治会で準備している防災器材を使って防災訓練、ごみ減量化コンポスターを使っでの実技指導を行います。

- ・日時:平成20年9月14日(日)10時～
- ・場所:泉川公民館体育館・寿公園
- ・主催:泉川連合自治会 協賛:泉川社会福祉協議会
- ・参加者:金婚式対象者 31組 案内状 公民館から連絡しています。別紙参照  
善行表彰受賞者  
ブロック10名以上 各種団体5名以上  
・善行者表彰:日頃校区内であり目立たない地道な活動を継続している人  
・校区内優秀花ステーションの表彰
- ・内容:10:00～ 表彰式  
11:00～ アトラクション  
12:00～ 防災大なべ  
13:00～ 防災訓練  
14:00～ 生ゴミ処理の実技講習

#### 式次第

- 司会 森田事務局長
- 1、開会のことば 藤田副会長
- 2、主催者挨拶 篠原会長
- 3、金婚式表彰状授与 篠原会長 アシスタント 小学生
- 4、善行者表彰 公民館長 内容発表者 小学生放送部員  
河野忠臣、原純也、田中、桑野
- 5、お祝いの言葉 公民館長
- 6、今年活躍した人達の発表 小学生放送部員
- 7、アトラクション  
星の宮神社 たぬきのお祝い  
大正琴 東田ライリスト  
トランペット演奏 田坂 浩三
- 8、閉会のことば 村上副会長
- 9、防災おとなべでの食事 寿公園
- 10、寿公園で防災器材の展示及び防災訓練  
① 泉川校区に整備しているリヤカー、仮設トイレ、担架などを設置実演  
② 担架を利用して、負傷者を搬送する  
③ 水中ポンプを利用して取り扱い要領を研修する
- 11、生ゴミ処理機コンポスターでの堆肥化実習指導

# 資機材取扱訓練先進事例

～自主防災組織で整備している資機材を用いた防災訓練の実施～



(写真:自主防災訓練「AED講習」の様子 2008.7.27.撮影)

## 自主防災組織プロフィール

### 組織名

田の上自治会自主防災委員会

### 世帯数

約 770 世帯

### 特徴

地域防災力向上のため、地元消防団の指導を受けながらの防災訓練の実施や、要援護者避難支援者リストの整備等、実践的な各種事業に取り組んでいる。

また、管理運用規定に基づく資機材管理を行い、その資機材を活用した防災訓練の実施に取り組んでいる。

## 訓練の要領



日時：平成20年7月27日（日）

10:00～12:00

### 【実施内容】

1. ビデオ放映  
消防庁発行啓発用VTRによる自主防災組織の結成について
2. 救急講習  
AED（自動体外式除細動器）取り扱い訓練
3. 一般家庭に設置する火災警報器について講習
4. 防災資機材展示及び取り扱い訓練
  - ・チェンソー取り扱い説明
  - ・土のう作成及び土のう積み訓練
5. 初期消火訓練
  - ・クンレンダー使用



## POINT



資機材を整備していても、いざというときに使えなければ意味がありません。日頃から有効期間などに配慮し、定期的に点検を行い、訓練等で取り扱いをマスターしておく必要があります。

先進事例のように、防災訓練に資機材訓練を盛り込み、一部の人のみでなく、多くの組織員が扱えるようにしておくことが重要です。

# 校区自主防災訓練先進事例

～若宮校区・浮島校区・多喜浜校区・垣生校区・川西地区～

## 若宮校区自主防災会 防災訓練

若宮校区連合自治会員 各位



平成20年11月1日  
若宮校区自主防災会  
会長 塩崎謙一

### 若宮校区自主防災会主催 防災訓練ご案内

南海地震が今後50年以内に発生が取りざたされ、各地でも大地震が発生しています。私たちの地域においてもいざと言う時のことを考え、日頃から緊急時の対応を考えておく必要があります。また、阪神・淡路大震災の教訓として隣近所の助け合いが一番大切といわれています。そこで校区連合自治会としてもこれらに対する取組みの一環として、昨年に引き続き防災訓練を実施しますので、是非共多くの会員が参加していただきますようご案内いたします。

#### 記

1. 日時 平成20年11月30日(日) 9:30~10:30
2. 場所 若宮公民館・公民館前庭 (雨天決行)

#### 3. 訓練内容 時間

- ① 訓練伝達放送(各地区) (7:00)
- ② 訓練内容説明 9:30~
- ③ 消火訓練(消火器による) 9:35~
- ④ AEDの操作救命訓練 10:00~
- ⑤ 防災講話(消防署) 10:20~
- ⑥ 防災備蓄食料品の試食 10:30
- ⑦ 防災グッズの展示 9:30~10:30



#### 4. 参加対象者

- ① 各自治会役員 各自治会員

#### 5. 集合方法

朝7:00に各自治会放送を通じて、集合依頼を放送します。

#### 6. 持参する物

各人軍手手袋を持参してください。



1. 時期 平成20年11月30日
2. 主催 若宮校区自主防災会
3. 参加機関 新居浜市消防本部、市防災安全課
4. 場所 若宮公民館
5. 実施時間 9:30~10:30
6. 指導者 南消防署 加藤主任、高田主事
7. 参加者 会員 75名  
児童 10名 合計85名

#### 7. 実施内容

別添付資料 若宮校区自主防災訓練案内状

#### 8. 実施風景 添付資料参照

#### 9. 当日配布資料

- ① 一次救命処置の年齢別比較
- ② 住宅用火災報知器について
- ③ いざゆ時に役立つ防災グッズ
- ④ 地震の震度とは?

#### 10. 非常食試食

- ① 缶詰Q急ペーカリー ② アルファ米白飯

#### 11. 感想

会員の防災に対する意識が高いことを感じた。  
また、子ども達も熱心に訓練に参加し興味を持っていたことは大変よかった。非常食の試食は時間都合で、持ち帰ってもらったが、非常食に対する認識は深まったと思う。今後共定期的に訓練を実施していきたい。



## 浮島地域防災イベント「浮島防災デー」



開催日時：平成20年10月26日(日) 9:40～

開催場所：浮島小学校グラウンド

### <時間割>

時間	小学校	地域
8時	児童登校	(当日8時～:公民館集合)
8時10分～8時20分	朝の会	設備関係準備
8時25分～9時10分	防災についての授業(1時間)	
9時10分～9時20分	終わりの会	
9時30分～9時40分	避難訓練→グラウンドへ	
9時40分～9時50分	開会式(始めの言葉・校長挨拶)・体験コーナーの説明・消防団等紹介	
9時50分～10時	放水訓練(高津消防団)見学	
10時～	体験コーナー (児童1班19人×6班+教職員)	(地域1班5～10人程度)
10時～11時30分	非常食体験 起震車体験 消火器・煙体験 バケツリレー体験	1～6班がローテーションで各体験を実施する。 (児童・地域の方々が一緒に班になって行う。)
11時30分～11時50分	救助訓練(人工呼吸・AED) 救助訓練(応急手当)	1～6班実施 講師:新居浜市女性消防団 (最初に説明・実演の後、一部実際に体験)
11時50分～	終了予定・閉会挨拶(公民館長)・感想等	設備等片付け
12時～	児童は保護者または地域の人と一緒に下校(引き取り)	消防車両等移動
13時		片付け終了



起震車体験



消火器体験



救助訓練(人工呼吸・AED)



非常食体験



救助訓練(応急手当)

# 校区自主防災訓練先進事例

## 多喜浜校区連合自主防災組織

### ～学校と連携した合同総合防災訓練～



#### 1 ねらい

実際に災害（地震等）が発生した時、児童生徒、地域住民等が地域の一員として役割を持って、迅速かつ機動的な活動が行われるよう基盤づくりを進めるため、学校、保護者、地域、行政（防災関係機関）等との連携を図った合同総合防災訓練を実施する。

#### （活動の重点）

- （1） 災害時の避難所設営等における実践的なシミュレーションを行うことにより、地域の人と人との結び付き・心の豊かさを深めるとともに、地域防災力の向上を図ることができるようにする。
- （2） 消火訓練、煙体験、児童引渡し訓練等の実施により、一人一人の防災意識の向上を図り、防災スキルを高めることができるようにする。

#### 2 想定及び活動の概要

大地震が発生。家屋が半壊するなど被害があり、児童及び地域住民が多喜浜小学校（避難所）に避難。避難所に本部を設営する。開会后、学校、各自治会ごとに、避難者の人数・異常の有無（負傷者、健康状態）を確認し、避難状況の報告。

ライフラインが寸断されたと想定し、児童・保護者・地域住民による給水班、仮設テント班、簡易トイレ班、救急班（心肺蘇生法の講習）、救出班（けが人の運搬法）、救護班（血圧の測定、骨折の手当て、止血等）、土のう作り班、ボランティア隊（幼児、高齢者や障がい者の方への補助）、炊き出し班等の活動班を編成。

活動後、全員整列し代表者は感想発表。（児童・保護者・自治会・消防団・市職員より）消防団による消火・放水訓練。各自治会の代表者も参加。全校児童によるバケツリレーによる初期消火訓練（プールの水を利用）

閉会后、学校は児童引渡し訓練を行う。引渡し終了したクラスから、教頭一校長に報告する。

#### 3 日時

平成20年7月13日（日）

9:00 ～ 11:45

#### 4 避難場所

新居浜市立多喜浜小学校及び多喜浜公民館

（災害時は、車、自転車等通行できなくなる場合が考えられるが、当日は、多喜浜小学校北のアスティス株式会社の駐車場を借用。雨天時は、多喜浜小学校体育館、校舎教室、多喜浜公民館を利用して開催）

#### 5 参加者

児童生徒241名 教職員18名 各自治会 67名

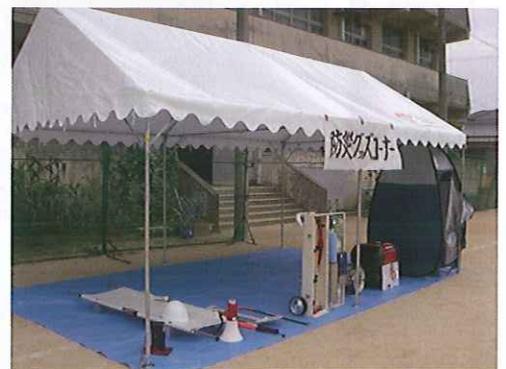
保護者113名（避難所設営シミュレーション訓練）

保護者172名（児童引き渡し訓練）

多喜浜消防分団 21名 消防署7名 女性消防団 5名

愛媛大学防災情報研究センター 4名

多喜浜公民館 3名 主任児童委員 2名



## 垣生校区自主防災会 防災訓練

開催日時：平成20年8月10日(日) 9:00～11:30

開催場所：垣生小学校グラウンド

### 訓練実施計画書

#### 1. 個別訓練（地区別参加自治会員対象）

- ① 応急救助訓練（新居浜市消防本部、垣生消防団）
 

訓練場所	垣生小学校体育館
訓練内容	AED操作法 三角巾等による応急手当
参加予定人数	1回（30分コース）
必要資材	救命人形 AED（消防本部準備） 三角巾（自治会準備）
- ② 要援護者、けが人等の救出搬送訓練（本郷東自治会、新居浜市消防本部）
 

訓練場所	垣生小グラウンド
訓練内容	担架のつくり方 担架による搬送訓練 担架を使わない搬送方法
参加予定人数	1回（30分コース）60名程度 × 3回
必要資材	竹、毛布担架セット（3組程度）（消防本部）
- ③ 初期消火訓練（町自治会、新居浜市消防本部）
 

訓練場所	垣生小グラウンド
訓練内容	水消火器、バケツリレーによる消火訓練
参加予定人数	1回（30分コース）60名程度 × 3回
必要資材	布水槽 2張（消防本部） 水消火器（10）台（消防本部） バケツ 20個（自治会準備）



- ③ 要援護者（垣生老人会）等の搬送訓練（民生児童委員---本郷東自治会と連携）
 

訓練場所	垣生小グラウンド
訓練内容	担架による搬送

#### 2. 全体訓練（担当組織別訓練）

- ① 広報（避難勧告）、警戒訓練（垣生消防団）
 

訓練場所	垣生全域
訓練内容	避難勧告、被災状況の把握、津波警戒パトロール
- ② 情報伝達訓練（各自治会防災責任者）
 

訓練場所	避難所（垣生小学校グラウンド、体育館）
訓練内容	避難者の把握確認及び災害情報の伝達訓練
- ④ 炊き出しコーナー1班（垣生連合婦人会）
 

訓練場所	（垣生公民館及び垣生小グラウンド）
訓練内容	おにぎり
- ⑤ 炊き出しコーナー2班（食生活改善推進協議会）
 

訓練場所	（垣生公民館及び垣生小グラウンド）
訓練内容	おにぎり
- ⑥ 給水訓練（垣生公民館、垣生社会体育振興会）
 

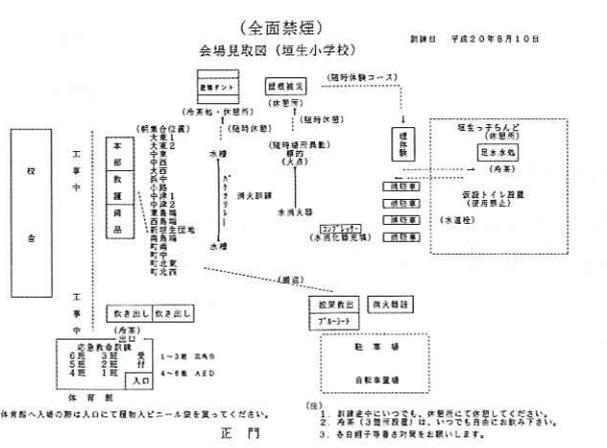
訓練場所	垣生公民館 垣生小学校
訓練内容	軽トラックにタンクを積載し給水
必要資材	軽トラック（公民館） ビニールシート（公民館） 蛇口付き吸水用水タンク（公民館）
- ⑦ 避難テント設営、屋根瓦損壊家屋シート補修訓練（山端自治会）
 

訓練場所	垣生小グラウンド
訓練内容	自治会テントを利用した避難テント設営訓練 ブルーシートを利用した瓦損壊家屋の補修工法訓練
- ⑧ 仮設トイレ設置訓練（本郷西自治会）
 

訓練場所	垣生っくらんど
訓練内容	仮設トイレ（購入資材）設置訓練
- ⑨ 交通整理（交通安全協会）
 

訓練場所	垣生小前横断歩道、その他危険箇所
訓練内容	交通整理
- ⑩ 煙体験コーナー（新居浜市消防本部）
 

訓練場所	垣生小グラウンド
訓練内容	専用体験テントを利用した訓練
必要資材	体験テント（消防本部）



# 川西地区公民館合同事業防災運動会



## 川西地区公民館合同事業防災運動会

日 時 平成18年6月25日(日) 9:00~12:00

(雨天時: 7月9日(日)に延期)

場 所 金子小学校グラウンド

主 催 防災運動会実行委員会

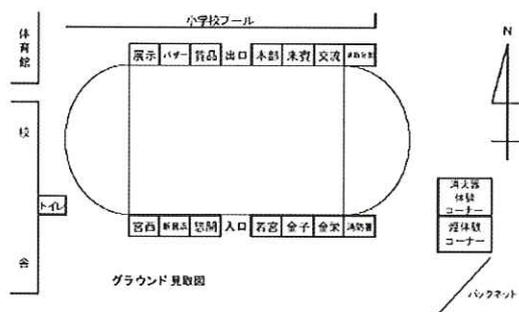
～ ご 接 拶 ～

向暑のみぎり 皆さま方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、今年度より市内公民館では、「役に立つ公民館」「役に立つ社会教育」を目指し、従来の「集い」「学び」「つなぐ」機能に加えて地域社会を活性化させる機能が付けられるよう「公民館いきいきプラン」を立ち上げ、現代的な課題に対して新たなアプローチで取り組むとともに、従来の校区単位の枠組みを取り払い、いくつかの校区が連携して取り組む事業を実施することとなりました。今回、川西地区では、平成16年度の災害を風化させることなく、そこで得た教訓を活かし、防災意識を広く普及啓発することを目的に、防災運動会を開催する運びとなりました。

川西地区住民相互の交流も目的の一つとしております。誰もが楽しみ、和やかな雰囲気に参加できるよう実行委員一同精一杯務めますので、健康的な楽しい一日をお過ごしくださいますようお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

防災運動会実行委員会 委員長 竹形 賢次郎



### プログラム

	種 目	種 別	出 場 者	参加人数
1	開会式		全 員	全 員
2	防災クイズ	自由参加	全 員	全 員
3	水バケツリレー	紅白対抗	一般男女	20×2
4	スコップと一輪車リレー	紅白対抗	一般男女	20×2
5	防災複合リレー	紅白対抗	一般男女	21×2
6	消防団実演	消防団	消防団	消防団
7	閉会式		全 員	全 員

コーナー ①消火器体験 ②煙体験 ③防災グッズ展示

組 分 け 赤組 金米校区、金子校区、若宮校区

白組 宮西校区、新居浜校区、惣開校区

- そ の 他 ☆ 運動のできる服装・履物で参加してください。  
 ☆ 学校敷地内は禁煙です。また、校舎内には立ち入らないようお願いいたします。  
 ☆ トイレはグラウンド西側のトイレを利用してください。  
 ☆ 駐車場は、小学校東50mの市役所職員駐車場をご利用ください。  
 ☆ ゴミは、各自お持ち帰りください。  
 ☆ 参加者全員に閉会后、参加賞をお渡しします。

### memo

.....  
 .....  
 .....  
 .....



～船木連合自主防災ニュース事例～

平成19年4月1日

## 船木連合自主防災ニュース

新居浜市消防本部  
船木連合自主防災会  
船木消防分団  
船木婦人防火クラブ  
船木公民館

### 住宅火災に注意

#### 3月下旬に連続して火災発生!

新居浜市では、平成19年に入ってから3月末までに12件の火災が発生しています。

〔新居浜市における火災発生状況 H19.1.1～H19.3.31〕

火災件数	主な原因
12件	放火の疑い 3件
川西地区 3件	コンロ 2件
川東地区 3件	たばこ 1件
上部地区 6件	内燻機関 1件
	不明 5件

船木地区では、上部地区の半数となる3件の住宅火災が発生し、死者と負傷者が出ています。

〔船木地区における火災発生状況 H19.1.1～H19.3.31〕

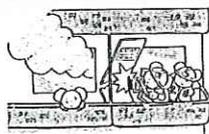
日	時	出火原因	備考
2月19日(月)	午前4時頃	コンロ	負傷者2名
3月29日(木)	正午頃	不明	死者1名
3月30日(金)	午後3時頃	調査中	-

#### ～火災警報器を設置しましょう～

火災は、住宅や大切な財産を奪うばかりでなく、身体・生命をおびやかせます。特に、住宅火災では死者が多く出ており、その死亡原因の6割が深夜の逃げ遅れとなっています。住宅火災による死者を防ぐためには、「火災の早期発見」と「早期避難」が最も大切です。

そこで、いち早く火災を発見するために、平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務化されています。皆さんのお宅では住宅用火災警報器が設置されているでしょうか。

船木地区の火災においても、火災警報器があれば死者や負傷者を出さずに済んだかもしれません。あてはならないことですが、万が一の住宅火災による被害を軽減するためにも、一日も早い住宅用火災警報器の設置をお願いします。(新居浜市では、既存住宅などについては平成23年5月31日までに設置しなければなりません。)



【お問い合わせ先】 新居浜市消防本部防課 取0897(65)1342



#### 地域住民への防災啓発

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害を最小限に食い止めるためには、地域住民の防災に関する正しい知識を養う必要があります。

そのためには、自主防災組織があらゆる場で、地域住民に知識や情報を伝える機会を設けることが重要です。

先進事例のように、地域の実情を踏まえた啓発資料の配布は住民の関心も高く、非常に効果があります。地域で準備することが難しい場合には、市にも、各種啓発資料等がありますのでご相談ください。

まず、防災は生きぬくことが基本であり、地域住民との連帯がなければ困難であることを伝えましょう。そのことを住民の一人一人が理解できれば、その地域は災害に強いまちに一步近づくことができます。

#### ～山火事を起こさないように注意しましょう～

##### 長野山(市民の森)は火気使用制限区域です。

消防本部では、山火事を防止するため、3月1日から4月30日までの2ヶ月間、河北山(金子山)、郷山、長野山(市民の森)の3箇所での火気の使用を制限します。制限区域内では、無届けのたき火・草焼き・歩行中の炭焼・たばこ、マッチのずりかすの投げ捨てなどの行為が禁止されます。



昨年、市内では、1件の林野火災が発生しています。山火事が発生する原因のほとんどは、入山者のタバコの投げ捨て、山すそや墓地でのたき火の不始末火となっています。

春のおとずれとともに、行楽や山菜取りに山へ出かける機会が多くなると思いますが、私たちの大切な財産である緑の山々を火災から守るため、山林内での火の取り扱いには、十分注意しましょう。

#### ～悪質な訪問販売・点検による高額請求にご用心～

最近、各地で悪質な住宅用火災警報器・消火器の訪問販売や訪問点検による被害が多発しています。不適切な点検を行う業者の手法は巧妙であり、高額で火災警報器を販売したり、不適切な点検を行い、高額な金額を請求します。

また、消防法や刑事・民事上の違反を明確に特定することができないケースが多く、これらに係る被害やトラブルの発生を未然に防止するには、各家庭や防火対象物の関係者らが次のことに十分注意しておくことが重要です。

悪質業者の手法は...

- 法律で設置が義務になったので、早急に取り付けなければならないと迫ります。
- 役場・消防署から来たと騙ったり、強引に家に入ろうとします。
- 点検の承諾をあいまいにすると、素早く消火器を集めだしたり、正規の契約業者の点検内容を見て点検の理由をでっちあげます。
- 「回覧板で回っており、地区の全戸に取り付けに回っている。」と心理的に追い込みます。
- 内容を説明せず、一見合法的な書面に署名・捺印を求めます。



被害に遭わないためにも知っておいてほしいこと

- 消防機関では、あつせんや販売は一切行っていません。
- 法律では、一般家庭に消火器の設置及び点検の義務はありません。
- 業者が訪問した際、身分証明書の提示を求め、正規の契約業者であるか確認してください。
- 「怪しい」と感じたらその場ではっきりと断り、即決・契約はしないようにしましょう。
- 罰金という言葉におびえて動揺しないでください。(罰金はありません。)

不適正な訪問販売で購入・契約してしまったら...

「クーリング・オフ制度」が活用できます。  
詳しくは、新居浜市消費生活相談窓口(65-1206; 午前8時30分～午後5時)にご相談ください。

# ～ 防災啓発 ～

## 出前講座について



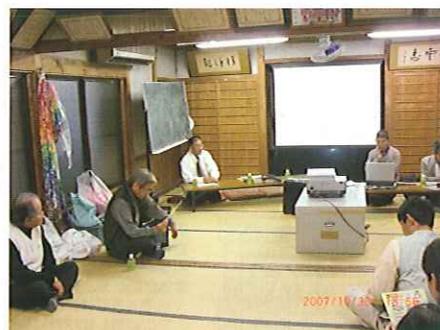
市では、市民の皆さんの求めに応じて、市役所の各事業を担当している課の職員が皆さんの所へ出向き、講習や訓練などを行う「出前講座」を実施しています。防災に関するメニューもあり、ご利用は無料ですので、自主防災組織の訓練や学習会などに是非ご活用ください。

- ★対象：市内に在住、通勤、通学している10人以上の団体などの集まり
- ★時間：原則として、平日、休日を問わず、9時から21時までの間の2時間以内とします。
- ★開催場所：市内に限ります（場所の手配は申込者側でお願いします。）
- ★講師料：無料
- ★申込方法：原則として受講を希望する日の2週間前までに、市民活動推進課にご連絡ください。
- ★平成20年度出前講座メニュー【防災関係】
  - \* 地域で防災対策～自主防災組織を結成しよう～：自主防災組織の設立手順や、組織の活動について
  - \* 自主防災組織活動～地域の防災力を高めよう～：先進的事例を基に、どのような活動をすればいいのか、また、いざという時のための組織体制整備などの解説
  - \* 洪水への備え（もしも国領川がはん濫したら）：国領川がはん濫したら、どのように浸水が広がるか、危険な箇所はどこか、避難時の注意点など、国領川洪水ハザードマップや、浸水実績図で解説
  - \* 防災講習会：自主防災の知識と防災訓練、我が家の台風・地震対策など

## 平成19年度出前講座実施状況



実施日時	自治会・自主防災組織名	実施講座名	内容・目的等
5月20日	防災講習会	県営磯浦団地自治会	自主防災の知識と防火訓練、我が家の台風・地震対策など
6月3日	防災講習会	東川自治会	自主防災の知識と防火訓練、我が家の台風・地震対策など
6月17日	防災講習会	まつだん防災会 (松神子団地自治会)	自主防災の知識と防火訓練、我が家の台風・地震対策など
6月16日	防災講習会	西之端自治会	自主防災の知識と防火訓練、我が家の台風・地震対策など
7月1日	防災講習会	西連寺自治会	自主防災の知識と防火訓練、我が家の台風・地震対策など
7月1日	防災講習会	上本郷自主防災会	自主防災の知識と防火訓練、我が家の台風・地震対策など (※大生院分団が説明)
7月7日	地域で防災対策 ～自主防災組織を結成しよう～	切枝自治会	自主防災組織結成のための学習会
7月7日	地域で防災対策 ～自主防災組織を結成しよう～	土橋東自治会	自主防災組織設立準備及び結成後の活動について
7月8日	防災講習会	田の上自治会	自主防災の知識と防火訓練、我が家の台風・地震対策など
7月14日	防災講習会	城主自治会	自助・共助について地域防災計画の作成について
7月16日	地域で防災対策 ～自主防災組織を結成しよう～	星原・市・林自治会	自主防災組織の立ち上げについて
7月20日	地域で防災対策 ～自主防災組織を結成しよう～	山田自治会	防災知識向上
8月5日	防災講習会	ファミリーハイツ自治会 (大生院)	自主防災の知識と防火訓練、我が家の台風・地震対策など
8月24日	自主防災組織の取り組み	西之端自治会	防災対策についての講座及び座談会
8月26日	防災講習会	船木みどりヶ丘自治会	自主防災の知識と防火訓練、我が家の台風・地震対策など
12月2日	地域で防災対策 ～自主防災組織を結成しよう～	松原上自治会	自主防災組織結成に向けての準備独居高齢者への対策
10月7日	防災講習会	銀杏之木自治会	自主防災の知識と防火訓練、我が家の台風・地震対策など
10月7日	防災講習会	東川自治会	自主防災の知識と防火訓練、我が家の台風・地震対策など
10月27日	自主防災組織推進	西之端自治会	自主防災推進について
10月30日	自主防災組織について	大久保自治会自主防災組織 ほたるの会	1) 自主防災組織の意義、目的について 2) 個人情報保護と要援護者避難支援について 3) 避難勧告等情報伝達体制について 4) 緊急地震速報について
11月25日	防災講習会	上池田自治会	自主防災の知識と防火訓練、我が家の台風・地震対策など
12月2日	防災講習会	落神自治会	自主防災の知識と防火訓練、我が家の台風・地震対策など
3月9日	地域で防災対策 ～自主防災組織を結成しよう～	新居浜ファミリーハイツ	自主防災の目的、組織の運営と各担当の役割について、住民が認知し、自主防災活動への協力が得られるような体制づくり



講師派遣の他にも、展示用の非常持ち出し品セットや、防災啓発用パネルの貸し出しを行っています。

文化祭や敬老会など各種行事の際に展示スペースがあれば、ぜひご活用ください。



## 新居浜市 総務部 防災安全課

〒792-8585  
愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話 (0897) 65-1282 FAX (0897) 65-1216

Mail: [bousai@city.niihama.ehime.jp](mailto:bousai@city.niihama.ehime.jp)

## 引継用

役員が交替した場合は、次の方に  
引継ぎをお願いします